

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 英国の Diverted Profits Tax

2015 年 4 月以降に英国で導入された Diverted Profits Tax は、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し課税逃れを行っている問題（BEPS：税源浸食と利益移転）に対処するための租税回避防止策の一つと位置づけられます。

Diverted Profits Tax (DPT) とは

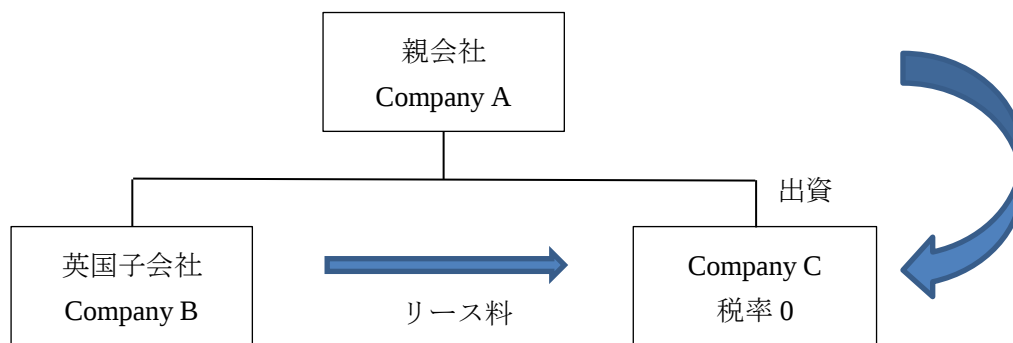
DPT は、英国での経済活動から生ずる所得に対する英国における課税を回避するようなアレンジメントを行う多国籍企業グループの迂回所得に対して課税されます。具体的には、外国法人の英国における PE 創設の回避及びグループ間での費用計上やグループ内での所得の迂回を通じ税務上のミスマッチを活用するための経済的実体のない事業体やアレンジメントの使用に対して適用されます。

DPT はその取引を通じて回避したとみなされる所得に税率 25% で課税されますが、一部石油産業部門の特定の課税所得には税率 55%、また 2016 年 1 月以降から金融機関の課税所得には 8% のサーチャージが加わり 33% の税率で課税されます。

DPT の適用可能性がある多国籍企業は、自ら英国税務当局（HMRC）に Notification（届出書）を提出する必要があります。HMRC が公表する統計データによると、2017/2018 年は前年比 1.5 倍増の 220 社から届出書の提出がありました。HMRC が課税と判断した場合に Preliminary notice を発行して DPT が課税されることになります。

DPT の適用例

DPT の規定は複雑で多岐に渡りますが、HMRC が発行するガイダンスに含まれている事例を紹介します。



英国子会社 B 社で使用するプラントを税率が 0% の国に所在する C 社が親会社 A 社から出資により提供された資金で調達して英国子会社 B 社にオペレーティングリースをしています。C 社にはフルタイムの従業員はおらず、C 社の従業員はオペレーティングリースに関する日常的な業務管理を行っているのみです。

B 社と C 社間のプラントのオペレーティングリースという重要な取り決め（Material Provision）の結果、リース料の支払いが B 社において損金算入されるのに対し、C 社においては課税されないという税額ミスマッチ（Effective Tax Mismatch）が生じています。この場合、迂回利益（Diverted profits）は、B 社が自らプラントを購入、所有、使用した場合の B 社の所得との差額になります。

お見逃しなく！

HMRC は Preliminary notice 発行の後 12 カ月間のレビュー期間で課税額を是正することがあります。もしすべての多国籍グループ企業が DPT 課税リスクを最小限にするようグループ間の移転価格を調整するのであれば、ほぼ間違いなく DPT が不自然なタックスアレンジメントを完全に抑制するという目的を実現させることができ、最終的に DPT それ自体が存在しない可能性もあるかもしれません。